自動車運送事業者　各位

四国運輸局徳島運輸支局長

令和8年度整備管理者選任後研修(対面方式)の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第４６条ならびに貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の5に基づく標記の研修を下記のとおり実施しますので、貴社営業所において選任している整備管理者が下記の研修対象者に該当する場合は必ず出席させるようお願いします。

記

１．日時
令和9年1月12日（火）
午前9時～12時
午後1時～4時
令和9年1月27日（水）
午前9時～12時
午後1時～4時

２．場所
一般社団法人徳島県自動車整備振興会　2階第1研修室
徳島市応神町応神産業団地1番地7
連絡先　：　電話088－641－4813　（徳島運輸支局　検査･整備･保安部門）

３．研修対象者
自動車運送事業者において、以下のいずれかに該当する整備管理者であって、かつ、オンライン方式による研修を受講できない者
（1）整備管理者として新たに選任された者
（2）最後に選任後研修を受講した年度の翌年度末を経過した者

４．研修内容
（1）車両管理上必要な関係法令
（2）整備管理者の役割
（3）自動車の点検整備（日常点検･定期点検）の内容
（4）路上車両故障等の発生状況とその防止対策
（5）車両の整備管理の内容
（6）運転者等に対する指導教育（方法と実務）
（7）その他整備や事故防止対策に関するお知らせ
（8）試問及び解説

5. 研修資料

令和8年度整備管理者選任後研修テキスト（オンライン方式による研修で用いる資料と同一のもの）

※研修で用いる資料は、予め参加者が自ら準備すること

※研修資料は四国運輸局ホームページに掲載予定です。

6. その他

整備管理者選任後研修について、今年度から原則オンライン方式により実施されることとなりました。

視聴環境がない等やむを得ない場合を除き、オンラインで受講するようお願いいたします。

オンライン方式の受講の詳細は、以下の四国運輸局ホームページに記載されております。

https://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/kensyu_senningo_00001.html